

岩手県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第303号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、岩手郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町及び下閉伊郡岩泉町
- 2 実施した期間 令和2年3月25日から同年12月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 航空レーザ測量（1メートル及び5メートルグリッドデータ）